

第4条 免責事由

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。
- 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

1 本条の趣旨

本条は、第3条に基づき製造業者等が製造物責任を負うこととなるような場合に、当該製造業者が一定の事情を立証することによって、第3条に規定する賠償の責めを免責する趣旨であり、民法その他の法律によって生じた損害賠償責任については効力は及ばない。

具体的な免責事由としては、①製造物を引き渡した時点における科学・技術知識の水準によっては、欠陥があることを認識することが不可能であったことを製造業者等が証明したときは免責されるものとする（開発危険の抗弁）及び②部品・原材料製造業者の一般的性質（当該部品・原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者との帰責性の差）に着目して、当該部品・原材料の欠陥が専ら当該部品・原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示のみに起因し、欠陥の発生について過失がなかつたことを部品・原材料の製造業者が証明したときは免責されるものとする（部品・原材料製造業者の抗弁）を規定している。

2 開発危険の抗弁（第1号）

(1) 意義

開発危険とは、製品を流通に置いた時点における科学・技術知識の水準によっては、そこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険をいう。

製造業者に開発危険についてまで責任を負わせると、研究・開発及び技術開発が阻害され、ひいては消費者の実質的な利益を損なうことになりかねないことから、当該欠陥が開発危険に相当することを製造業者が立証したときには製造業者を免責することとしたのが本抗弁を規定した意義である。

また、開発危険の抗弁が規定されていない場合には、解釈上の問題として、予見可能性が欠陥の考慮事情に含まれるか否かという議論が生じ、1つの争点となり得る。例えば、製造業者等が開発危険による免責を主張した場合には、事実上、被害の発生についての予見可能性を争う結果となり、果たしてこの抗弁が認められるかどうか、認められるとしてどの程度であれば免責されるかという点が争われ、被害の救済が遅れるなどのデメリットが生ずる可能性がある。

この意味で、本抗弁が規定されていることにより、このような抗弁は認められるが、入手可能な最高の科学・技術知識の下での予見可能性に関する立証責任は製造業者等に帰することが明らかになり、争点の拡散が防がれ、結果として審理の迅速化に資するものとの考え方もある。

(2) 要件

① 「科学又は技術に関する知見」

「知見」の語は、立法時の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条の3第3項において

用いられており、「知見」とは、「その時点における医学、薬学等の諸学問の水準をはじめとし、その他その医薬品の有用性、安全性等を判断するに当たって影響を及ぼし得る知識のすべて」（厚生省薬務局編『逐条解説 薬事法<新版>』ぎょうせい、1989年）とされており、その他の立法例においても「知見」の語は同様の意味で用いられている。さらに、本法施行前の製造物責任関連判例をみても、同様の意味で「知見」が用いられているところである。本法においても、「知見」とは、従前の例と同じく、特定の者の有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものと解している。

本法においては、このような「知見」に、「科学又は技術に関する」という限定を付している。これは、本法においては、科学・技術の進歩を前提としつつ、国民生活の安定向上と国民経済の発展に寄与する科学・技術の進歩を阻害しないことに配慮して開発危険の抗弁を認めているところであり、「科学又は技術に関する知見」による欠陥の認識不可能性が問題とされているからである。

本法における「知見」とは、欠陥の有無を判断するに当たって影響を受け得る程度に確立された知識の全てであり、また、特定の者の有するものではなく、客観的に社会に存在する知識の総体を指すものである。

すなわち、他に影響を及ぼし得る程度に確立された知識であれば、初歩的な知識から最高水準の知識までの全てが含まれることとなり、おのずから、免責されるためには、当該欠陥の有無の判断に必要となる入手可能な最高水準の知識に照らし欠陥であることを認識することができなかったことを証明することが必要となる。

したがって、開発危険の抗弁の成否に当たっては、入手可能な最高の科学・技術の水準が判断基準とされるものと解される。

② 「当該製造物に欠陥があることを認識することができなかったこと」

開発危険の抗弁は、裁判時において当該製造物が欠陥を有すると判断される場合に、被告が立証を行い、製造物の引渡し時における科学又は技術の知見によってはこれを認識することができなかったと客観的に認められたとき、その被告を免責とするものである。被告となった具体的な個々の企業の規模や技術水準によって左右されるものではない。

(3) 本抗弁が認められた場合の被害者の救済

開発危険の抗弁が認められるか否かにかかわらず、特定分野の被害救済を確実かつ迅速に行う行政上の救済制度として、医薬品副作用被害救済制度があり、同制度は、製造物責任制度が導入されても、民事責任の対象となり得ない健康被害について救済の途を開いている。

さらに、負傷、疾病の療養や障害、死亡に対する補償制度として、健康保険制度、年金保障制度や、これに類する労働者災害補償保険制度があり、これらの制度の活用による適切な救済も期待される。

また、開発危険の抗弁が認められても、製品を流通に置いた後に製品の欠陥が明らかになった場合には、その時点から製造業者等は当該製品の危険性の公表、指示・警告、場合によっては一時販売停止又は回収が求められ、これらのことを行わなかったために事故が発生したことにつき過失があれば、過失責任を負うこととなる。

(参考1) 開発危険の抗弁に関する本法立法当時の諸外国の動向

製造物責任制度を立法化したE C諸国 11 か国の中で、開発危険の抗弁を採用しなかった国はルクセンブルクのみであった。

米国では、この問題は技術水準（「現実的あるいは実際的な達成可能性、特定の業界における科学的及び技術的な達成基準」と解されている。）の問題として扱われているが、1980年代後半以

降、厳格責任の下で技術水準に関する証拠や抗弁を認め、予見不可能な危険については製造者等に責任を課さないこととする判決や州法が多くなってきているといわれていた。

(参考)

○ミシシッピ州法 (1993 年)

(f) In any action alleging that a product is defective because of its design pursuant to paragraph (a) (i) 3 of this section, the manufacturer or product seller shall not be liable if the claimant does not prove by the preponderance of the evidence that at the time the product left the control of the manufacturer or seller:

(i) The manufacturer or seller knew, or in light of reasonably available knowledge or in the exercise of reasonable care should have known, about the damage for which recovery is sought;

○アンダーソン事件 (カリフォルニア州最高裁、1991 年)

アスベストに関する警告懈怠に対し、厳格責任において技術水準に関する証拠が認められるかどうかについて、厳格責任と過失責任は異なるが、厳格責任の下でも技術水準に関する証拠は認められるとする判断を示した。

判決は「知っていること、あるいは知り得ることは、厳格責任の implicit な (内在的な) 条件である。これを取り除けば、厳格責任は絶対責任になってしまう。警告懈怠において知っていることあるいは知り得ることが、警告上の欠陥における厳格責任の要素であることはリステイトメントも認めている。」と判示した。

(参考 2) 本法立法当時の立法例における「知見」の例

(1) 労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項 (現行法では第 57 条の 4 第 1 項第 2 号) (抄)

二 当該新規化学物質に関し、労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき労働省令で定める有害性がない旨の労働大臣の確認を受けたとき。

本項における「既に得られている……知見」とは、「新規化学物質の有害性の調査に関して学会誌等に公表されている報告であって信頼できる調査結果のほか、未公開であっても信頼できる調査結果であれば、これを含むものである」(佐藤勝美編『労働安全衛生法の詳解』(労働基準調査会、1992 年))とされている。

したがって、本項における「知見」の語は、有害性に関する確認を行う労働大臣が現に有している知識に限られるものではなく、労働大臣は、それらの知見に基づいて確認を行う主体と位置付けられている。

(2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条第 1 項 (抄)

第四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

本項における「既に得られている知見」とは、「その新規化学物質の構造式、示性式、成分組成、物理化学的性状、生物に対する挙動、既に得られている試験データ等過去に積み上げられた種々の情報、知識などの知見を根拠として判定することを明示したものであ

り、この知見は、単に、厚生大臣及び通商産業大臣のもっている知見のみならず、法文上の明示規定はないが、化学品審議会等の意見を聞くこととなっているので、その審議会の知見をも参考にされることとなる。」（通商産業省基礎産業局化学品安全課監修『逐条解説 化審法』（第一法規出版、1990年））とされていた。

したがって、本項における「知見」の語は、知見を用いて判断を行う主体の有する知識ではなく、学識経験者の知識が反映される審議会の有する知見を含んだ広い概念であった。

（参考3） 開発危険の抗弁について判断した裁判例

○ 東京高判平成17年1月26日（イシガキダイ料理食中毒事件）

[事案の概要]

第2条 I 5の（参考2）記載のとおり。

[争点]

開発危険の抗弁の趣旨。本件について開発危険の抗弁は認められるべきか。

[裁判所による判断の概要]

本法第4条第1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、科学技術に関する諸学問の成果を踏まえて、当該製造物の欠陥の有無を判断するに当たり影響を受ける程度に確立された知識の全てをいい、それは特定の者が有するものではなく客観的に社会に存在する知識の総体を指すものであって、当該製造物をその製造業者等が引き渡した当時において入手可能な世界最高の科学技術の水準がその判断基準とされる。開発危険の抗弁は、いわば政策的規定であること及び製造物事故による被害者保護という製造物責任法の趣旨・目的を損なわないようにすべきであることに鑑みると、広く解釈することは相当ではない。

料亭経営者（Y）は、本件当時、漁獲された魚を調理する前に、シガテラ毒素を検出する簡易かつ迅速な方法は、世界最高水準の科学技術の知見をもってしても存在しなかった旨指摘するが、開発危険の抗弁の要件は、欠陥の認識不可能性とどまり、その危険排除の不可能性を要求しているわけではないから、上記指摘は失当である。

3 部品・原材料製造業者の抗弁（第2号）

（1） 意義

製造物責任が当該製造物の欠陥の存在に着目して損害賠償責任を認めるものである以上、部品・原材料自体に設計上の欠陥が存在したとすれば、仮にそれがこれらを組み込んだ他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に基づくものであったとしても、当該部品・原材料の製造業者は損害賠償責任を負うのが原則である。

しかしながら、

- (i) その製造物を部品・原材料とする他の製造物の製造業者の行う設計に関する指示に従わざるを得ずそれゆえに欠陥が生じるというケースがあり得ること
- (ii) 部品・原材料製造業者については、これらを組み込んだ他の製造物の製造業者によって与えられた設計に関する指示に従って製造、供給した部品・原材料の欠陥の発生についてこれらを組み込んだ他の製造業者と同程度までの回避可能性、ひいては帰責性を問うことは困難であること

から、このような場合に当該他の製造物の製造業者と同様の責任を部品・原材料製造業者に負わせることは公平性を欠くものと考えられる。

したがって、本法では、このような部品・原材料製造業者と部品・原材料を組み込んだ他の製造

物の製造業者との関係に着目して、当該欠陥が当該他の製造業者が行った設計に関する指示のみに起因するものであり、その欠陥の発生について過失がなかったことを部品・原材料の製造業者が証明したときは、政策的観点から、免責することとしたものである。

(2) 要件

① 「当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合」

当該製造物が他の製造物の部品又は原材料に当たるか否かは、当該製造物の製造業者等が部品又は原材料のつもりで引き渡したかどうかによるものではなく、実際に他の製造物の部品又は原材料として使用されたか否かにより判断される。

なお、本抗弁においては、「他の製造物の部品又は原材料として使用された場合」と規定しており、「製造物」には当たらない不動産の部品・原材料の製造業者等については本抗弁は適用されない。

② 「設計に関する指示」

本抗弁は、部品・原材料の製造業者が引き渡したときに既に当該部品・原材料の設計上の欠陥が存在しており、その欠陥が専ら「設計に関する指示」により生じたものであることを要件としていることから、この場合の「設計に関する指示」については、当然に、設計自体を指定する内容のもの又は当該部品・原材料の設計を具体的に拘束するものであることが必要である。

その場合の指示の形態については、設計図そのものである場合、構造や原材料等を指定する場合、性能や仕様を指定する場合を始め、製造物の特性により様々なケースが考えられ、これらを包含する概念として「設計に関する指示」と規定したものである。

③ 「専ら」

当該部品・原材料の欠陥が「専ら」当該部品・原材料を組み込んだ他の製造物の製造業者の行った設計に関する指示によるものかどうかについては、当該指示以外にその欠陥の原因がなかったかどうかも考慮して判断されるものと考えられる。

④ 「欠陥が生じたことにつき過失がないこと」

本法の規定により免責されるためには、部品・原材料製造業者が、欠陥が生じたことにつき過失がなかったことを自ら併せて証明することが必要である。

これは、与えられた指示を前提としても、当該部品・原材料製造業者の契約上の立場や技術的水準等、当該事業者の置かれた状況を踏まえ、当該部品・原材料の製造業者に欠陥に係る予見可能性又は結果回避可能性がある場合は、免責を認めないとの趣旨である。

(3) 抗弁が認められた場合の被害者の救済

本抗弁が認められ、特定の部品・原材料製造業者が免責された場合であっても、当該部品・原材料が組み込まれた他の製造物の製造業者の被害者に対する責任に影響はない。

(参考4) 部品・原材料製造業者の抗弁について判断した裁判例

○ 東京高判平成25年2月13日(判タ1411号208頁、ヘリコプターエンジン停止墜落事件)

[事案の概要]

第3条 3の(参考2)記載のとおり。

[争点]

本件事故機に関して、Yの部品・原材料製造業者の抗弁は認められるべきか。

[裁判所による判断の概要]

本法第4条第2号による免責が認められるのは、部品又は原材料の製造業者等に限ら

れ、最終製品の製造業者は同条同号による免責が認められる余地はないから、最終製品の製造業者であるY（本件エンジンは完成品であり、その最終製品製造業者はYである。）が、本法第4条第2号の適用により免責される余地はない。そして、本法第4条第2号は、部品の原材料の製造業者等は、それらが組み込まれる他の製造物の製造業者が行う設計に従わざるを得ず、そのために欠陥が生じるという場合があることから、指示に従った部品・材料製造業者については、設計指示をした製造業者と同程度の欠陥の回避の可能性、ひいては帰責性を問うことは適切ではないために設けられたものと解されるから、上記の設計指示がされたと認められない本件においては、完成品である本件エンジンに本法第4条第2号を類推適用することもできない。